

豊橋市の生涯学習センター 全22施設

1	二川	大岩町字東郷内111-1 Tel 41-0551	12	高豊	伊古部町字多岸田302 Tel 21-2824
2	豊岡	西岩田四丁目2-9 Tel 61-5632	13	北部	大村町字仲川原48-5 Tel 53-4212
3	東陽	多米中町一丁目6-1 Tel 61-7741	14	南部	北山町95-1 Tel 47-0974
4	南稜	大清水町字彦坂10-7 Tel 26-0010	15	豊城	今橋町16 Tel 53-3304
5	青陵	南牛川二丁目4-1 Tel 61-9285	16	中部	東松山町23 Tel 53-0638
6	杉山	杉山町字孝仁11 Tel 23-2216	17	高師台	西幸町字浜池332-2 Tel 48-1321
7	石巻	石巻本町字市場110 Tel 88-1317	18	東部	岩屋町字岩屋下66-1 Tel 63-3810
8	羽根井	羽根井本町131 Tel 32-5050	19	東飯村	飯村南四丁目6-3 Tel 64-5261
9	吉田方	高洲町字高洲122-7 Tel 32-3978	20	南陽	草間町字平東89 Tel 48-6576
10	五並	細谷町字上大附98-9 Tel 21-2729	21	本郷	浜道町字桜50-7 Tel 46-8487
11	牟呂	東脇二丁目8-23 Tel 32-4615	22	東陵	牛川町字乗小路32-31 Tel 64-8088



全センター共通 開館時間 9:00~21:00
休館日：毎週月曜日、年末年始12/29~1/3

集う 学ぶ 結ぶ

豊橋市 生涯学習センター

豊橋市の
生涯学習センターは
(旧・地区市民館)

令和6年
4月1日
から



一部営利活動ができるよう
になりました!

ただし、商品の販売・紹介・展示、試食、実演、契約行為等は使用できません。

《 営利活動の使用 》

施設利活用の幅を広げるため、これまで禁止としてきた営利目的の使用が規制緩和により一部可能となりました。

使用できる営利目的の活動とは・・・

営利団体や企業、個人事業者等による市民の生涯学習活動に資する活動

生涯学習に関する各種教室の開催

例：ダンス、フィットネス、料理、楽器、書道、絵画、外国語、学習塾等

使用する日の1か月前の
1日から予約受付

※1日が休館日の場合は翌稼働日

使用料は通常料金の3倍の金額になります

令和6年4月使用分は3月1日(金)から使用申請を受付ます

ご注意ください

直接的な営利活動(物品の販売、商品の紹介・展示、
試食、実演、契約行為等)は使用できません。

市民の自主グループや自治会等 非営利目的のグループ、団体は・・・

使用する日の2か月前の
1日から予約受付

※1日が休館日の場合は翌稼働日

使用料は通常料金になります

令和6年4月使用分は2月1日(木)から使用申請を受付ます

豊橋市 教育委員会 生涯学習課 電話 0532-51-2850
〒440-8501 愛知県豊橋市今橋町1番地 豊橋市役所東館11階

各種教室の講師の方、講座を主宰する方が申請できます

例えばダンス教室、習字教室、料理教室、学習塾、外国語教室等、各種教室の講師や主宰者が申請者となって会場となる部屋の使用申請をすることができますようになりました。

また、従来は不可とされていたチケットを販売して不特定多数の観客を集めるコンサートの開催といったことも可能となりました。

営利と非営利の活動には使用料等に違いがあります

市民の自主グループの活動（非営利の活動）と営利活動には、部屋の使用申請受付開始日と使用料において、以下のような違いがあります。

	非営利の活動	営利活動
使用申請の受付開始日	使用する日の2か月前の1日 ※1日が休館日の場合は翌稼働日	使用する日の1か月前の1日
使用料	通常料金	通常料金の3倍
具体例	使用日： 12月25日	
	受付開始日： 10月1日	受付開始日： 11月1日
	ある部屋の使用料： 1,190円	左と同じ部屋の使用料： 3,570円

営利・非営利の判断

- 生涯学習センターの部屋を使用しようとするときは、各生涯学習センター窓口で部屋の「使用申請書」と一緒に「チェックシート兼同意書」を提出していただき判断します。
- 同目的・同内容で使用申請する場合は、最初の申請時のみ「チェックシート兼同意書」を提出してください。
- 「使用申請書」「チェックシート兼同意書」は生涯学習センター窓口にあります。
- 窓口での受付から5日間（標準処理期間）で内容についてヒヤリング等を実施させていただきます。

生涯学習センター使用チェックシート兼同意書

使用者や使用方法によって、使用料が異なります。このチェックシートに基づき使用料を判断しますので、ご記入の上、窓口へご提出ください。 ※政党・政治団体活動、宗教活動は除く

以下の項目について、一つでも「はい」にチェックが入った場合は「営利使用料」が適用されます。

NO	項目	チェック		
1	講師又は会社が申請者となって使用する。 ※会社が行う社員研修や会議、会社説明会や採用面接、法律等の規定によって行う事業説明会での使用は除く	<input type="checkbox"/> はい→営利使用料	使用申請書 A欄 「有」に チェック	<input type="checkbox"/> いいえ
2	不特定多数の参加者を集めて使用する。 (教室やコンサート、イベント等) ※自主グループ活動における新規のグループ員を集めることは除く	<input type="checkbox"/> はい→営利使用料		<input type="checkbox"/> いいえ
3	営利事業に関わることで使用する。 (事業に関する説明会や宣伝等)	<input type="checkbox"/> はい→営利使用料		<input type="checkbox"/> いいえ
4	グループ構成員以外の者から金銭(会費・謝礼を含む)を徴収して使用する。	<input type="checkbox"/> はい→営利使用料	使用申請書 B欄 「有」に チェック	<input type="checkbox"/> いいえ
5	会計責任者(集金や支払い等)が講師・指導者になっている。	<input type="checkbox"/> はい→営利使用料		<input type="checkbox"/> いいえ

注意事項を必ずご確認ください

次の注意事項に同意し、生涯学習センターの使用申請を行います。

注意事項

- 生涯学習センターが、選挙の投票所となる場合、災害時の避難所となる場合、感染症予防対策による規制を行った場合等に、使用の承認を取り消すことがあります。なお、承認の取消しに伴い使用者に生じた損害等につきまして、生涯学習センターは一切責任を負いません。
- 使用承認申請書を提出後、承認までの標準処理期間は5日間です。
- 各部屋の申込については、原則、申請書の提出順となりますが、予約受付開始初日に限り、申請が重複するものは抽選になる場合があります。(※詳細については各センターへ問合せください)
- 申請内容や使用目的について疑義がある場合は、問合せをする場合があります。
- 使用目的等に虚偽の申請があった場合、使用の承認が取り消される場合があります。
- 納付済の使用料は、自己都合により使用をキャンセルした場合、原則返金できません。
- 使用期日前5日を超えてキャンセルした場合は、使用料が全額かかります。
- 物品等の販売や商品の紹介、展示、注文、試食、実演、契約行為等はできません。
- 宗教の布教活動や祈祷、礼拝、葬儀等の宗教活動はできません。
- 使用後は清掃をし、ゴミは必ず持ち帰ってください。
- 施設や備品等を損傷した場合は、損害を賠償していただく場合があります。必ず職員までお知らせください。
- 使用時間は、準備・片付け等を含めた時間となります。
- 指定管理者および豊橋市の指示に従って施設を使用してください。

令和 年 月 日

使用団体・個人名: _____

代表者名: _____ 連絡先(- -)

講師(指導者)名: _____ 連絡先(- -)